

新潟市立学校に勤務する会計年度任用職員の週休日並びに給与及び報酬の特例に関する  
規則第1条第1項の新潟市教育委員会が定める職の要綱

新潟市立学校に勤務する会計年度任用職員の週休日並びに給与及び報酬の特例に関する規則（令和4年3月22日）第1条第1項の職は、次に掲げるものとする。

- (1) 割振られた週当たりの勤務時間が29時間の学校図書館司書
- (2) 用務員（ただし、明鏡高等学校及び秋葉区内の幼稚園で勤務する者を除く。）
- (3) 美化推進員
- (4) 養護師
- (5) 養護師兼事務補助
- (6) 割振られた週当たりの勤務時間が29時間以上となる一般事務補助
- (7) 割振られた週当たりの勤務時間が30時間の教員業務支援員
- (8) 教員業務支援スタッフ
- (9) 保育補助

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。